

第3回 官庁施設の被災状況に関する情報収集等効率化検討会

議事概要

■日時：平成26年10月28日(火)10:00~12:00

■場所：中央合同庁舎第2号館1階 共用会議室2A

■出席者：宮村座長、池田委員、濱谷委員、本多委員

(国土交通省大臣官房官庁営繕部) 計画課長、設備・環境課長

■議事概要：

- ・事務局から資料説明の後、議論を行った。
- ・委員からの主な意見等は次のとおり。

<報告様式の改善点について>

- 周辺状況によっては建物に近寄れないこともあるので、報告様式には建物周辺の被害状況について記載ができるようにする必要がある。
- 周辺の被害状況を把握するにあたり、地理的なデータベースを活用することも有効である。
- 写真は、被害部分だけでなく、施設としてチェックしたい箇所などは被害がなくても写真報告されるとよい。
- 被害報告における人的被害の取扱いについて、建物被害に起因した人的被害の把握が目的であれば、まずは建物の調査結果を記載し、その結果として人的被害の有無を記載するという報告様式の体裁もありうる。
- 報告を求める時間を明示する必要がある。
- 報告にあたり、だれがどういう責任で報告するのか、体制も含め検討する必要がある。

<優先対応施設の設定について>

- 「優先対応施設」とされる施設は、優先対応施設で無い施設に比べ災害に強い施設として整備している。例えば、震度に応じた整理が必要ではないか。

<「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」における発災時チェックシート改定等の方針について>

- チェックシートの記載方法について、例えば、1階は被害があるが、2階は問題ない場合など、現場で実際に点検し始めるといろいろな事象が出てくるため、どのように整理するか検討が必要だ。
- 指針の対象に津波災害を追加するにあたり、浸水している状況の中で点検するのか、それとも、一旦水が引いてからの点検なのかなどの前提条件を整理すべき。
- 指針の改定案では、対象とする災害には地震の他に津波、火山等が入っているが、その他にも災害の種類があるため、想定される災害を列挙した上で、考慮すべき災害についての対応について記述を入れておくべき。

○発災時チェックシートの第Ⅰ次に構造体の点検項目で「一見して危険とを感じるか」という問いは感覚的で漠然としており、判断が難しい。建築に関して精通していない施設管理者が行う、施設の使用可否という人命にも係わる判断は重いため、訓練が必要。

<情報共有ルールの検討方針について>

○チェックシートで、建物に関するチェック項目は複数あるが、一つでも該当すると「不可」の判定にするか、など判定方法の説明が必要ではないか。

○情報伝達の共有は組織間だけでなく、平面的な共有も重要ではないか。例えば、地理的に隣の庁舎で被災情報を共有出来ていない場合もありうる。大規模災害における情報空白地への対応の場合などは、面的なチェックが重要となる。

○報告の対象とする災害種類等を共有しておく必要がある。